

山形県新エネルギー産業事業化促進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、山形県新エネルギー産業事業化促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、山形県内の企業、大学等の研究教育機関、産業支援機関、行政機関等が連携し交流を深めながら、情報の共有や技術開発力の強化等に取り組み、県内における新エネルギー関連産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 山形県における新エネルギー関連産業に関心のある企業等の連携・交流の促進に資する事業
- (2) 山形県における新エネルギー関連産業に関心のある企業等の技術向上、人材育成に資する事業
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 山形県内に事業所を有する新エネルギー関連産業に関心のある企業
- (2) 大学等研究教育機関及び研究者
- (3) 行政機関
- (4) その他

(会員登録)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

(事業年度)

第6条 協議会の事業年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(運営)

第7条 協議会に関する企画運営は、山形県産業労働部が行う。

- 2 協議会の会務を処理するため、山形県産業労働部産業技術イノベーション課次世代産業振興室に事務局を置く。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、令和4年4月1日から施行する。